

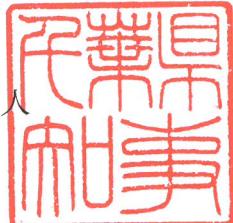
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県前橋市天川大島町三丁目33番地の5

氏 名 小幡解体興業 株式会社  
代表取締役 貫井 雅人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和5年11月8日

許可の有効年月日 令和10年9月26日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

#### (2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、イ 紙くず、  
ウ 木くず、エ 繊維くず、オ ゴムくず、カ 金属くず（自動車等破碎物を除く）、キ ガラスくず、  
コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、ク がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）  
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

### 2. 許可の条件

な し

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成30年9月27日 新規許可  
令和5年11月8日 更新許可

### 4. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

### 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

#### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。